平成２４年（フ）第５６６号
埼玉県三郷市鷹野５丁目153番地１
債務者　花井　和子
１　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５８６号
埼玉県三郷市鷹野１丁目361番地１　ラ・リヴィエール303
債務者　佐原　広一
１　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３１９号
埼玉県熊谷市新堀新田528番地２　ダイユウグリーンレジデンス104
債務者　内田　清文
１　決定年月日時　平成24年10月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第３４０号
埼玉県本庄市下野堂１丁目18番５号
債務者　安中　順子（旧姓古牧）
１　決定年月日時　平成24年10月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第３４６号
埼玉県行田市大字南河原2742番地10
債務者　髙梨　正彦
１　決定年月日時　平成24年10月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第３５２号
埼玉県比企郡吉見町大字和名46番地123
債務者　小林　秀一
１　決定年月日時　平成24年10月22日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第３５３号
埼玉県比企郡吉見町大字北吉見1556番地101
債務者　小林　光子
１　決定年月日時　平成24年10月22日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第３６５号
埼玉県熊谷市楊井1784番地16　ケアホームアルビジア
債務者　豊田　安雄
１　決定年月日時　平成24年10月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第９０５号
千葉市若葉区西都賀４丁目16番２号　第一プランタン都賀301号、申立時の住民票上の住所千葉市若葉区西都賀４丁目16番２号　プランタン都賀第２―207号
債務者　秋元　伸宏
１　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９７７号
千葉市中央区矢作町619番地１　グリーンヒル小出Ｃ―201号
債務者　渡部　明美（旧姓舛田）
１　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０３９号
千葉県市川市曽谷２丁目12番９号
債務者　北畠　喜一
１　決定年月日時　平成24年10月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３１号
茨城県神栖市神栖１－６―26鹿島ダルク内、住民票上の住所千葉県香取市小見川2218番地３　コーポウェリナ102号室
債務者　菅澤　瑠太
１　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２４年（フ）第３４号
千葉県香取市飯島825番地
債務者　成毛　　明
１　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２４年（フ）第１８５６号
名古屋市千種区千代が丘１番101―105号　千代が丘団地
債務者　金城　　信
１　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３７７号
愛知県岡崎市六名本町３番地５　アマンドエクセル501、前住所愛知県岡崎市中島中町３丁目４番地７　シャルム中島101
債務者　吉村　康孝
１　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第４２３号
愛知県刈谷市半城土中町１丁目11番地７　コーポ向イ山Ｃ203号
債務者　井戸　孝吏
１　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第３３７号
兵庫県姫路市広畑区才1096番地１
債務者　藤井　郁子
１　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１６２号
岡山県倉敷市中庄団地２番１―308号　県営住宅
債務者　大平　晃也
１　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係